

注記

■重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また、開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金額を以て貸借対照表価額としておりますが、出資金のうち、市場価格のないものは、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合に、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法(間接法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年 ~ 47年
工作物	8年 ~ 60年
物品	3年 ~ 17年
- ・無形固定資産
定額法(直接法)を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。
- ・賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。
- ・退職手当引当金
退職給付要支給額を算定し、計上しております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)

なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

⑥資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・固定資産の計上基準
固定資産は、重要物品規定に基づき、取得価額が100万円以上の場合に資産として計上しております。ただし、財産管理が可能であるものについては、100万円未満でも計上することとしております。
- ・消費税等の会計処理
税込方式によっております。

■追加情報

①対象範囲(対象とする会計)

- ・一般会計
- ・国民健康保険特別会計
- ・公共下水道事業費特別会計
- ・簡易水道事業費特別会計
- ・公設地方卸売市場事業費特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・財産区管理特別会計
- ・水道事業会計

※公共下水道事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計については、公営企業法適用移行中の事務負担等を考慮し、当年度は財務書類を作成しません。

②出納整理期間

地方自治法 235 条の 5の規定により、出納整理期間を設けています。当会計年度に係る出納整理期間（H29. 4. 1～5. 31）における現金の受払等の終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

③地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
平成28年度	-	-	3.7%	-

④利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

利子補給に係るもの 該当なし
PFIに係るもの 該当なし

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額 該当なし
繰越明許費 1,952,183千円
事故繰越し額 該当なし

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

3,533,226千円

⑦将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

一般会計等に係る地方債の現在高 26,461,413千円
債務負担行為に基づく支出予定高 0千円
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 12,599,496千円
組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 125,815千円
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 6,681,042千円
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 66,000千円
連結実績赤字額 0千円
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 0千円
地方債の償還額等に充当可能な基金 8,849,058千円
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 4,725,764千円
地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入することが見込まれる額 3,533,226千円

⑧地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

408,346千円